

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 6 の第 5 号

監 査 の 対 象：令和 5 年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所 管 所 属：契約管財局

通 知 日：令和 7 年 6 月 12 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの (1) 意思決定過程について ・ 生野区役所、住吉区役所及び大阪港湾局において、決裁に許可理由が記載されておらず、いずれの審査基準に該当するのかなど、使用許可の判断基準が不明確であるものが確認された。 ・ 生野区役所、住吉区役所、建設局及び大阪港湾局において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。 (2) 遵守すべき手続上のルールについて ・ 生野区役所において、契約管財局との協議（合議決裁）を行わずに、原則 1 年以内である使用許可期間を延長していた。 ・ 住吉区役所及び建設局において、消費税等の課税・非課税区分に応じ、使用料に消費税等を適正に転嫁していなかった。 ・ 生野区役所、住吉区役所、建設局及び大阪港湾局において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 ・ 最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る教示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（住吉区役所、建設局及び大阪港湾局） ・ 保証金引継ぎに当たり、標準様式の申請書を使用していなかったことで、書面による相手方の意思確認ができていないもの（生野区役所及び大阪港湾局） ・ 申請された使用期間の始期を過ぎているが、申請に対する諾否の応答を行わず、その後申請が取り下げられるまでの間の相手方との協議記録を組織共有していないもの（建設局） ・ 申請された使用期間の始期を過ぎた日付で許可書を発行しているもの（建設局及び大阪港湾局） ・ 使用料金額は正しく算定されているものの、許可書上の消費税等の記載（税込み・税抜き表示）に誤りがあるもの（生野区役所及び住吉区役所） ・ 貸付・借受システムへの入力内容に誤りがあるもの（生野区役所、住吉区役所及び建設局） ・ 使用料減免事案につき、ホームページ公表が 1 事案漏れていたもの（建設局） 【指摘事項 1】 4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。	【4】 各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう、次の取組を実施した ア 指摘内容に関する通知の作成・発出 意思決定過程や遵守すべき手続上のルールに関する指摘内容について情報共有し、当局策定の決裁ひな型使用の徹底や、基本的な事務処理のルールの遵守を依頼する通知を作成・発出した（R 6 年 3 月 5 日） イ 指摘内容を財産管理主任会議で改めて周知 財産管理主任会議において、改めて上記アの通知内容を直接に各所属の財産管理主任に周知徹底した（R 6 年 6 月 26 日） ウ 財産管理に関する研修で指摘内容に関する項目を実施 管財事務に関する研修資料に改めて上記アの通知内容を採り入れ、各所属の財産管理事務の担当者に周知徹底した（研修期間 R 6 年 8 月 5 日～9 月 20 日） エ 公有財産モニタリングにより状況把握を実施 上記ア、イ、ウ及び下記オを踏まえた各所属における取組を確認した結果、概ね適切に管財事務が執行されていたが、決裁ひな型を使用していない等の事例が見受けられたことから、指導を実施し、各所属における相談に対応する等、支援を行った（R 6 年 9 月 5 日、12 月 19 日、R 7 年 3 月 11 日） なお、今後も定期的なモニタリングにおいて状況把握を実施予定 オ 各所属における決裁に財産管理主任が関与 当局との合議とならない案件についても、財産管理主任が合議ルートに入るなどして、各所属の管財事務に財産管理主任が積極的に関与するよう依頼した（アと同じ通知で依頼）（R 6 年 3 月 5 日）	措置済	令和 7 年 3 月 11 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	2 保証金の取扱いについては是正及び改善を求めたもの ・ 建設局において、保証金として収入したものを、納期限の到来していない将来の使用料に充当し、それに伴い不足した保証金を追加徴収していなかった。 ・ 生野区役所において、継続許可案件について使用料の増額変更等により保証金額が変更となったものの、既に受領していた従前保証金を繰越処理するのみで、差額分を追加徴収していなかった。また、許可書には変更後の保証金額を記載していたため、許可書上の金額と実際に本市が管理する金額とが異なっていた。 ・ 生野区役所においては下記事例ア、イの、住吉区役所においては下記事例アの事務処理を、それぞれ契約管財局に相談・確認せずに行っていた。 ・ 建設局においては、令和元年度定期監査等（報告監2の第14号）にて下記事例イと同様の事務処理に対して指摘を受けていたにもかかわらず、契約管財局に相談・確認を行わないまま、当該事務処理を継続していた。 <事例> ア 生野区役所及び住吉区役所において、許可決裁時には使用料が全額前納されることが確定していないという理由から、許可書上は保証金を徴収するとしていながら、使用開始までに全額納付を確認したことにより、変更許可書を作成することなく、運用として保証金を免除していた。 また、同様の理由から、標準様式である許可書に独自にただし書きを追記することにより、保証金の取扱い（徴収又は免除）を確定させないままに許可を行っていた。 イ 生野区役所及び建設局において、複数年度の使用料に相当する額を当年度に徴収することが会計処理上難しいという認識により、複数年度の許可事案について、許可期間全体の使用料を前納させず、各年度の使用料のみを前納させることをもって保証金を免除していた。 【指摘事項3】 3. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、保証金免除に係る意思決定上の注意点及び複数年度の許可に関する使用料徴収の考え方について、財産管理主任等を通じた周知徹底や研修等を実施し、ルールの浸透を図られたい。	【3】 各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう、次の取組を実施した ア 指摘内容に関する通知の作成・発出 保証金の取扱いに関する指摘内容について情報共有し、あるべき事務処理を示すとともに、取扱いに関する疑問点は当局策定のルール（「行政財産目的外使用許可等の保証金に関する取扱い指針」及び「行政財産目的外使用許可等の保証金に関する取扱い指針の解説」）を参照することのほか、当局へ確認を行うよう依頼する通知を作成・発出した（R6年3月5日） イ 指摘内容を財産管理主任会議で改めて周知 財産管理主任会議において、改めて上記アの通知内容を直接に各所属の財産管理主任に周知徹底した（R6年6月26日） ウ 財産管理に関する研修で指摘内容に関する項目を実施 管財事務に関する研修資料に改めて上記アの通知内容を採り入れ、各所属の財産管理事務の担当者に周知徹底した（R6年8月5日～9月20日） エ 公有財産モニタリングにより状況把握を実施 上記ア、イ、ウ及び下記オを踏まえた各所属における取組を確認した結果、概ね適切に管財事務が執行されていたが、決裁で十分な説明がされていない事例が見受けられたことから、指導を実施し、各所属における相談に対応する等、支援を行った（R6年9月5日、12月19日、R7年3月11日） なお、今後も定期的なモニタリングにおいて状況把握を実施予定 オ 各所属における決裁に財産管理主任が関与 当局との合議とならない案件についても、財産管理主任が合議ルートに入るなどして、各所属の管財事務に財産管理主任が積極的に関与するよう依頼した（アと同じ通知で依頼）（R6年3月5日）	措置済	令和7年3月11日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	3 現地管理について改善を求めたもの ・ 生野区役所、住吉区役所、建設局及び大阪港湾局においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 【指摘事項4】 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【2】 各所属において、目的外使用許可を行っている行政財産の現地管理を行う必要性を認識させるため、次のような取組を実施した ア 指摘内容に関する通知の作成・発出 許可要件に合致した使用がされているかといった確認を、現地に赴くなど必要に応じて実施の上、履行確認の記録を残すよう注意喚起を行う通知を作成し、発出した（R 6年3月5日） イ 指摘内容を財産管理主任会議で改めて周知 財産管理主任会議において、改めて上記アの通知内容を直接に各所属の財産管理主任に周知徹底した（R 6年6月26日） ウ 財産管理に関する研修で指摘内容に関する項目を実施 管財事務に関する研修資料に改めて上記アの通知内容を採り入れ、各所属の財産管理事務の担当者に周知徹底した（R 6年8月5日～9月20日） エ 公有財産モニタリングにより状況把握を実施 上記ア、イ及びウを踏まえ、現地管理要領に基づき、履行確認の記録を残しているか等の調査をした結果、概ね適切に事務執行されていたが、一部記録が漏れている事例があったことから、指導を実施した（R 6年9月5日、12月19日、R 7年3月11日） なお、今後も定期的なモニタリングにおいて状況把握を実施予定	措置済	令和7年3月11日